

○菊陽町住宅改造助成事業実施要綱

平成9年10月15日

要綱第15号

改正 平成12年8月1日要綱第18号

平成14年4月1日要綱第15号

平成20年8月4日要綱第28号

(目的)

第1条 この事業は、在宅の要介護高齢者、重度の身体障害児(者)及び重度の知的障害児(者)(以下「要介護高齢者等」という。)がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要介護高齢者等の在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この事業の助成対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 菊陽町に住居を有する者

(2) 次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者

ア 介護保険法の要介護認定を受けた者及びこれと同等の程度と認められる者

イ 身体障害者手帳1級又は2級を所持する者(児を含む。)

ウ 療育手帳「A1」又は「A2」を所持する者(児を含む。)

(3) 当該世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が、7万円以下の世帯に属する者

(4) 原則として、この事業による助成を受けたことがない世帯に属する者。ただし、身体状況の著しい変化等により、町長が真に再度の住宅改造が必要であると認める場合はこの限りではない。

(助成対象経費)

第3条 この事業の助成対象となる経費は、玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等在宅の要介護高齢者等が利用する部分であって、当該要介護高齢者等向けに実施する改造に要する経費とする。なお、新築、増築及び改築は、原則として助成の対象としないものとする。ただし、改造するにあたって増築又は改築を伴うときであっても、改造を伴いやむを得ないと認められる範囲内でそれらの工事に要する経費を助成の対象とする。

2 借家・借間等を改造する場合にあっては、所有権者の承諾を得た場合、その専用部分のみの前項に規定する改造に要する経費を助成対象とする。ただし、原状復帰についての費

用は、助成の対象とならない。

(申請手続き等)

第4条 住宅の改造をしようとする者(以下「改造実施者」という。)は、町長に対し、改造を実施する前に、相談をするものとする。

2 相談を受けた町長は、実地に調査を行い、当該要介護高齢者等の身体状況、住居の状況、介護者の状況等を総合的に判断し、最も効果的な住宅の改造に向けた改造の方法について、原則として住宅改造方法書(別紙様式1)により助言を行うものとする。なお、町長は、実地調査及び改造方法の助言実施について、高齢者サービス調整チーム又は地域ケア会議、在宅介護支援センター、住宅改造相談員(リフォームヘルパー)(以下「相談機関」という。)に依頼することができるものとする。

3 前項により、依頼を受けた相談機関は、実地調査の結果、要介護高齢者等及び家族の要望を十分考慮して、町長に対し、意見書(別紙様式2)を提出するものとする。

4 第2項の規定による町長からの、改造の方法についての助言を受けた後、助成金の交付を受けて改造を実施したい改造実施者は、住宅を改造するのに必要な経費を負担するものとし、町長に対し住宅改造助成費交付申請書(別紙様式3)に次の書類を添えて申請するものとする。

ア 見積書(別紙様式4)の写し

イ 改造箇所の図面及び写真

ウ 住宅改造承諾書(借家・借間の場合のみ)(別紙様式5)

5 前項の申請は、相談機関及び町社会福祉協議会、デイサービスセンター、民生委員等を經由して行うことができる。

(助成額)

第5条 助成対象額は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1項第2号アに規定する者は、70万円又は助成対象経費支出額のいずれか低い方の額とする。

(2) 第2条第1項第2号イ及びウに規定する者は、90万円又は助成対象経費支出額のいずれか低い方の額とする。ただし、介護保険制度又は日常生活用具給付等事業の対象となるものについては、助成対象経費からその額を控除するものとする。

2 助成額は、前項の助成対象額に別表1の助成率を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により算出した助成額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 町長は、第4条第4項の規定による申請書を受理した場合、審査のうえ助成の可否を決定し、住宅改造助成決定(却下)通知書(別紙様式6)により改造実施者に通知するものとする。なお、実地調査を相談機関に依頼した場合、第4条第3項の規定による意見書を十分考慮するものとする。

(事業の適用)

第7条 改造実施者は、原則として、町長からの助成決定通知を受けた後に、住宅改造を行うものとする。

2 改造実施者は、助成対象工事が完了したときには、住宅改造助成事業実績報告書(別紙様式7)に次の書類を添えて、速やかに町長へ報告するものとする。

ア 請求書(別紙様式8)の写し

イ 改造した部分の写真を2部

なお、改造箇所が複数となる場合、箇所毎に撮影したもの

3 町長は、前項の規定による実績報告を受理した場合、工事内容の実地検査を行い、その検査結果に基づき、助成額を確定し、改造実施者に対し住宅改造助成金確定通知書(別紙様式9)により通知するものとする。また、町長は、実地検査終了後、速やかにケース記録(別紙様式10)を作成するものとする。なお、実地検査の一部及びケース記録簿の作成については、相談機関に依頼することができるものとする。

4 町長は、前項の規定による助成金額の通知をもとに、改造実施者から町長が別に定める助成金請求書の提出があったときは、当該助成金を支給するものとする。

5 町長は、改造実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 虚偽その他の行為により助成決定を受けたとき

(2) 助成金をこの事業の目的以外のことに流用したとき

(3) 建築基準法等その他の法令又はこの要綱に違反したとき

6 町長は、前項の規定に基づき助成決定を取り消した場合において、取り消しに係る部分に関し、既に改造実施者が助成を受けているときには、改造実施者に対し、助成金を返還させることができるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年10月15日から施行する。

附 則(平成12年8月1日要綱第18号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成14年4月1日要綱第15号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月4日要綱第28号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

別表1

改造実施者の属する世帯の階層区分		助成率
A	生活保護法による被保護世帯	3分の3
B	生計中心者の当該年度分の市町村民税非課税世帯	3分の3
C	A、B階層を除き、生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯	3分の2

別紙様式1

年 月 日

<p>住 宅 改 造 方 法 書</p> <p>より良い自宅での生活を可能にするにはこういう方法があります。</p>
<p>方法例：</p>
<p>助成事業対象について 心身状況からは、①対象②対象外です。※裏面参照</p>
<p>早急に改善を必要とする箇所及び内容：</p>
<p>将来、改善が必要となることが想定される箇所及び内容：</p>
<p>改造を実施される際は、下記の事項にご留意下さい。(施工業者に十分相談のうえ実施下さい。)</p>
<p>相談担当(責任)者</p> <p>ご不明な点があれば、どなたでもご相談下さい。</p> <p>所属 電話番号()の()が相談をお受け します。</p>

裏面の留意事項をよくお読み下さい。

(裏面)

助成事業についての留意事項

1 助成対象となるかに関しては、3つの基準があります。

- ① 心身上の障害の程度
- ② 収入状況(世帯の生計中心者の前年所得税課税年額)
- ③ 助成事業を既に受けているか。

今回調査の結果、①の基準については、表面のとおりです。

②③の判断を含めて助成対象となるかについては、菊陽町役場福祉課

電話 232-4913 担当者に、ご相談下さい。

2 助成対象事業として改造を実施される場合は、町長の助成決定通知を受けた後に実施する必要がありますのでご注意下さい。

3 助成対象となった場合

助成対象工事の限度額は90万円です。

※ そのうち、町の助成金限度額は、2/3となり、残り1/3は、あなたのご負担となります。また、90万円を超えた分についても、すべてあなたのご負担となります。なお、所得状況によっては、90万円の範囲内で全額助成を受けることができる場合があります。

御利用される方へ

この方法書を施工業者の方へ必ずお見せ頂き、十分なご理解のうえ工事に着手してもらうようにして下さい。

施工業者の方へ 不明な点があれば下記によりご相談下さい。

- ・工事の方法等改造に関するお問い合わせは、表面相談担当者まで。
- ・助成対象経費等の事業に関するお問い合わせは、上記町担当者まで。

別紙様式2

意見書

年 月 日付で依頼のありました
 氏名 住所 菊陽町大字 の住宅改造について、実地
 に調査しましたが、その内容、意見は下記のとおりです。

記

		調査日	年 月 日	
対象者氏名		生年月日	MTSH	年 月 日
世帯構成(続柄)		年齢 歳	性別	男・女
対象者の区分	要援護老人(寝たきり・痴呆・虚弱・準虚弱) 障害者(1級・2級・A1・A2)			
心身の状況	健康状態： 疾病の状況： 上肢機能障害： 室内の移動方法： 視覚機能： 聴覚機能： コミュニケーション機能： 補装具・福祉用具の使用： 日常生活動作の状況：			
介護の状況	介護者： 介護の必要性：A常時 B時間帯 C近いうちに必要 D不要 内容：			
効果的な改造方法について	別添改造方法書のとおり			
心身状況による事業適用の可能性の有無	有 ・ 無			
住宅改造の必要性について	必要 ・ 不要			
特記事項				

菊陽町長 様

年 月 日

相談機関名
 実地調査代表者氏名

別紙様式3

住宅改造助成費交付申請書

菊陽町長 様

年 月 日

申請者 住所 菊陽町大字
氏名 印

次により住宅改造をしたいので、助成金を交付されるよう申請します。

- 1 改造対象者 氏名
- 2 住宅の状況 ① 持ち家 ② 借家 ③ その他
- 3 住宅改造の内容 別添図面のとおり
- 4 工事予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- 1 見積書の写し
- 2 改造箇所の図面及び写真
- 3 住宅改造承諾書(別紙様式5)〈借家・借間の場合のみ〉

別紙様式4

菊陽町住宅改造助成事業用工事見積書

改造実施者 様
見積額 円

区 分	箇所名	設備機器等名称 ※1	金 額 ※2	摘 要
助 成 対 象 経 費 分 ※3	玄 関			
	廊 下			
	階 段			
	居 室			
	浴 室			
	便 所			
	洗面所			
	台 所			
助成対象経費計				
助成対象外経費計				
合 計				

年 月 日

施工業者
代表者 印

※1 設備機器を導入する際は、代表的な箇所の設備機器等名称欄に設備機器の名称を記入して下さい。

※2 箇所毎に見積りの額を算出して下さい。

※3 助成対象経費については、菊陽町にお尋ね下さい。

注：見積書の様式については、本見積書の内容が明記されていれば、別様式であってもかまいません。

別紙様式5

住 宅 改 造 承 諾 書

私が所有する住所 菊陽町大字_____

名称_____の改造については、下記のとおり承諾します。

記

1 改造実施者 住所 菊陽町大字
氏名

2 改造内容 別紙図面のとおり

年 月 日

所有者住所
氏名 印

改造実施者 様

別紙様式6

菊陽福第 号
年 月 日

申請者 住所 菊陽町大字
氏名 様

菊陽町長

住宅改造助成決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、次のとおり決定(却下)したので通知します。

- 1 助成対象者 氏名
生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日
- 2 助成額 金 円
- 3 助成対象工事の内容
- 4 交付の条件

却下の理由

別紙様式7

年 月 日

菊陽町長 様

申請者 住所 菊陽町大字
氏名

住宅改造助成事業実績報告書

年 月 日付け菊陽福第 号の交付決定に基づき、住宅改造を
実施しましたので下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 請求書の写し(別紙様式8)
- 2 改造した部分の写真 各2枚
(改造箇所が複数にわたる場合は、箇所毎に2枚)

別紙様式8

菊陽町住宅改造助成事業用工事請求書

改造実施者 様
見積額 円

区 分	箇所名	設備機器等名称 ※1	金 額 ※2	摘 要
助 成 対 象 経 費 分 ※3	玄 関			
	廊 下			
	階 段			
	居 室			
	浴 室			
	便 所			
	洗面所			
	台 所			
助成対象経費計				
助成対象外経費計				
合 計				

年 月 日

施工業者
代表者 印

※1 設備機器を導入する際は、代表的な箇所の設備機器等名称欄に設備機器の名称を記入して下さい。

※2 箇所毎に請求額を算出して下さい。

※3 助成対象経費については、菊陽町にお尋ね下さい。

注：請求書の様式については、本請求書の内容が明記されていれば、別様式であってもかまいません。

別紙様式9

菊陽福第 号
年 月 日

申請者 住所 菊陽町大字
氏名 様

菊陽町長

住宅改造助成金確定通知書

年 月 日付け菊陽福第 号で交付決定した住宅改造助成金に
ついては、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

助成確定額 金 円

- 別紙様式1
- 別紙様式2
- 別紙様式3
- 別紙様式4
- 別紙様式5
- 別紙様式6
- 別紙様式7
- 別紙様式8
- 別紙様式9
- 別紙様式10